専用封筒による金子入書状の今昔（121年前と現在）

金子入書状が官発行の専用封筒によらなければならなくなったのは，郵便法施行下の明治34年12月21日からで，基本的には，この方式が現在まで継続されています。

このリーフは，最古の明治34年9月印刷局製小型封皮による価格表記郵便と，最新の品名コード43062(2022-MBS)緑枠一重小型封筒による現金書留(本人限定受取)郵便を並べ比べたものです。